

電子マニフェスト運用について

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。
情報処理センターは、廃棄物処理法第13条の2の規定に基づき、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下、JWNETという）が全国で1つの「情報処理センター」として指定され、電子マニフェストシステムの運営を行っています。

弊社では、電子マニフェスト制度に則った、マニフェストの交付を行っております

① 《A・B料金》 JWNETと直接契約

お客様がJWNETにて契約手続き並びにお支払いを行う

| 料金区分 | A料金 | B料金 |
|------------------------|----------|-----------------------|
| 基本料※1 (1年間) | 26,400円 | 1,980円 |
| 使用料 (登録情報1件につき) | 11円 | (90件まで無料) 91件から22円 |
| 料金区分の目安となる 年間登録件数※2 | 2,401件以上 | 2,400件以下 |

お客様が一貫して管理を行いたい

詳細な契約内容については、JWNETホームページにてご確認頂き契約を行っていただきますようお願いいたします。
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>

② 《C料金》 横浜環境保全を利用代表者とした「団体加入」

弊社が利用代表者となりマニフェストの運用などを代行します

【料金】

指定袋: 指定袋料金に含みます

月額・出来高: 管理諸経費に含みます

弊社にて、JWNET登録等を行いますが、お客様の排出事業者責任はございます。

(廃棄物処理法: 第3条第1項)

マニフェスト発行の確認や適正に処理がされているかの確認をお願いいたします。

面倒な登録作業を弊社にお任せし、適正処理を行いたい

電子マニフェストアシストサービス ASaP (弊社独自サービス)

回収実績をメールにてお知らせし、承認いただいた内容にてJWNETへ報告処理を行います。

※本システムは公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが指定するEDI接続テストに合格、JWNETに接続可能なEDIシステムに登録され運用しております。

A・B料金を選択されたお客様につきましてもASaP運用をお願いしております。こちらにかかる費用はございません。

●運用の流れ

回収日の翌営業日に回収実績をメールにてご報告いたします

JWNET上で処理状況を把握・確認することができます



※内容に相違があれば理由を明記し拒否

※承認からJWNET上への反映にはタイムラグがございます

お問い合わせ先

横浜環境保全株式会社

横浜市中区山下町209 帝蚕閣内ビル8F

電話番号: 0120-53-6680 マニフェスト対応窓口